

# Yangon Japanese Association

Address: Room No.0908, 9th Floor, Sakura Tower, No.339, Bogyoke Aung San Road, Kyauktada T/S.  
Yangon, Myanmar. Tel : 09-3153-6921, 094-2108-5893, E-mail : [contact@yja-myanmar.org](mailto:contact@yja-myanmar.org)  
ホームページ <http://yja-myanmar.org/> 地図 : <https://goo.gl/maps/jAxfySq7y6NZRJb36>



## ヤンゴン日本人会が保有する広報媒体に関する細則

2021年5月26日

### 1. 目的

ヤンゴン日本人会会則第3条【活動】に基づき、日本人会が保有する各種広報媒体の発行・配信について、下記の通り細則を定めるものとする。

### 2. 発行・配信目的と担当役員

日本人会広報担当役員が、日本人会会員に連絡すべき事項、会員相互の親睦及びコミュニケーションとして必要な情報を提供する為に、公序良俗に基づき発行・配信する。

### 3. トピックスメールの配信及び各種広報媒体の活用

トピックスメールは原則として月2回配信し、ヤンゴン日本人会のホームページや各種広報媒体も活用して会員に必要な情報を積極的に提供する。

### 4. 寄稿について

記事の寄稿に際しては、会員からの寄稿を幅広く求め、会員相互の情報交換等に役立つものとする。記事の寄稿については、原則として1回当たり紙面を最大 A4 サイズ3枚(6ページ)とする。

尚、広報担当役員が寄稿の内容が明らかに広告・宣伝に該当すると判断した場合、寄稿者と第5項に基づき打合せすることとする。

### 5. 掲載・配信の是非の判断

法人会員、個人会員又は非会員により広告・宣伝・記事の投稿の申し出があった場合、広報担当役員は掲載・配信の是非を判断し、寄稿の内容が明らかに日本人会の趣旨を逸脱していると判断した場合は寄稿を差し止めることができる。広告・宣伝・記事の寄稿者は、事前に広報担当役員の審査を受けるものとする。

また「公的機関」や「営利を目的としない団体」等によるイベント及び活動の告知は、基本的に「広告・宣伝」にあたらぬが、取り扱いに疑義が発生した場合は、広報担当役員が掲載・配信の是非を判断する。

# Yangon Japanese Association

Address: Room No.0908, 9th Floor, Sakura Tower, No.339, Bogyoke Aung San Road, Kyauktada T/S.  
Yangon, Myanmar. Tel : 09-3153-6921, 094-2108-5893, E-mail : [contact@yja-myanmar.org](mailto:contact@yja-myanmar.org)  
ホームページ <http://yja-myanmar.org/> 地図 : <https://goo.gl/maps/jAxfySq7y6NZRJb36>



## 6. 広告・宣伝費

### (1) 紙媒体の機関紙月刊パダウ

印刷・用紙等の実費を差し引いた A4 サイズ1枚当たり個人会員は 40 米ドル、非会員は 80 米ドルを現金にて貰い受けるものとする。

日本人会会則第4条(2)の法人会員の規定に基づき、法人会員が自社の広告・宣伝を行う場合、その広告・宣伝費は免除される。ただし用紙と印刷代は自己負担とする。

法人会員が同一目的で同様な広告を2回目以降も掲載する場合、1回 USD40 を徴収する(個人会員 USD40、非会員 USD80 の広告単価は、2回目以降も変更なし)。

### (2) 日本人会公式 Facebook、及び日本人会公式 LINE

FACEBOOK 及び日本人会公式 LINE のどちらか1つ、あるいは2つの SNS に同時に広告を掲載した場合でも、広告1回あたり、法人会員 USD40、個人会員 USD80、非会員は USD140 とする。

但し、Facebook や LINE の広告配信頻度は、月 1 回を上限とする。ホームページのバナー掲載の料金については、別途定める。

## 7. その他

本細則に定めのない事項又は本細則に疑義が生じた場合、広報担当役員は日本人会役員会に速やかに報告し、役員会がこれを決定する。

以上

改訂

2011年7月28日、2013年4月26日、2013年6月25日、2019年12月17日  
2021年5月26日、